

商品概要説明書

J Aマイカーローン (Aプラン)

(令和 5 年 10 月 1 日現在)

商品名	J Aマイカーローン (Aプラン)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A 地区内に在住又はお勤めの方で当 J A の組合員の方。○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 72 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方 (自営業者の方は前年度税引前所得とします。)○原則として、勤続 (または営業) 年数が 6 か月以上の方。○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	<ul style="list-style-type: none">○ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、事業資金 (営業用自動車等) は除きます。<ul style="list-style-type: none">①自動車・バイク (ともに中古車を含む。) のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。③運転免許の取得のためのご資金。④カー用品 (カーナビ等) のご購入資金。⑤車庫建設のためのご資金 (建設費が 100 万円以内のものとして。)⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。
借入金額	○10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6 か月以上 10 年以内とします。○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内とします。
借入利率	<p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済 (毎月の返済額 (元金+利息) が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、10 万円単位です。) のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関 (静岡県農業信用基金協会) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	<ul style="list-style-type: none">○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。<ul style="list-style-type: none">①一括払いご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。

	<p>なお、保証料率は年 0.55%です。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料 (例)】</p> <table border="1" data-bbox="517 248 1310 347"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>2,980</td> <td>8,519</td> <td>14,114</td> <td>19,763</td> <td>28,332</td> </tr> </table> <p>②分割払い</p> <p>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料率は年 0.55%です。</p>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料 (円)	2,980	8,519	14,114	19,763	28,332						
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年														
保証料 (円)	2,980	8,519	14,114	19,763	28,332														
<p>団体信用生命共済 (保険)</p>	<p>○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済 (保険) のいずれかにご加入いただけます。</p> <p>なお、選択される団体信用生命共済 (保険) の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="512 685 1321 1122"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済 (保険) 名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済 (特約なし)</td> <td>年 0.20%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済 (連生)</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生)</td> <td>年 0.40%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.30%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付団体信用生命共済 (連生)</td> <td>年 0.40%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済 (ワイド)</td> <td>年 0.30%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済 (保険) 名	加算利率	団体信用生命共済 (特約なし)	年 0.20%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.30%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%	団体信用生命共済 (連生)	年 0.30%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生)	年 0.40%	がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%	がん保障特約付団体信用生命共済 (連生)	年 0.40%	団体信用生命共済 (ワイド)	年 0.30%
団体信用生命共済 (保険) 名	加算利率																		
団体信用生命共済 (特約なし)	年 0.20%																		
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.30%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%																		
団体信用生命共済 (連生)	年 0.30%																		
三大疾病保障特約付団体信用生命共済 (連生)	年 0.40%																		
がん保障特約付団体信用生命共済	年 0.30%																		
がん保障特約付団体信用生命共済 (連生)	年 0.40%																		
団体信用生命共済 (ワイド)	年 0.30%																		
<p>9 大疾病補償保険</p>	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済 (特約なし) または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.40%</p>																		
<p>手数料</p>	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料 (消費税等含む。) が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…11,000 円</p> <p>②一部繰上返済の場合…11,000 円 (J A ネットバンクによる一部繰上返済の場合は 2,750 円)</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円 の条件変更手数料 (消費税等含む。) が必要です。</p>																		
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) またはリスク管理課 (電話：054-288-8416) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p>																		

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（J Aバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記リスク管理課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。 ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

J A静岡市